

■労働基準監督署の対応について■

1994年3月16日、労働省は各都道府県労働基準局宛に通達を発して、①解雇・賃金不払い等に関して、労基法の定めには違反していなければ解雇を自由に行ない得るとの誤解を与えないよう十分配慮すること、②相談者のおかれている状況に意をはらい、懇切丁寧な対応に努めること、などの点を指示した。その骨子は以下の通り。

「解雇・賃金不払等に関する対応について」（骨子）

1. 使用者に対する対応

(1) 解雇、賃金不払等に関する関係法令の周知

解雇については、適切を欠くものとならないよう慎重に取り扱われるべきものであり、賃金については、いかなる場合にも確実に支払いがなされるべきものである。

このことを確保するため、局署において各種機会をとらえ、別添のリーフレットを配布し、使用者に対して、労基法の定めなどについて周知を行うよう努める。

(2) 解雇に関する使用者からの相談への対応

相談があった場合は、別添のリーフレットを交付し、労基法の定めなどについて説明すること。この場合、相談者に対し、労基法の定めには違反していなければ、自由に解雇を行い得るとの誤解を与えることのないよう十分に留意すること。

2. 労働者に対する対応

相談者のおかれている状況に意をはらい、懇切丁寧な対応に努めるとともに、次に示すところに留意のうえ、適切な対応を行うこと。

(1) 相談の内容が労基法に照らして問題が認められる場合には、当該事案の解決に向け、迅速、的確な処理を行うこと。

労使間で話し合いを行う余地がある場合は、使用者に対し、別添のリーフレットを交付し、労使間で十分な話し合いを行うよう勧奨し、当該事案の解決を図ることに配慮すること。

(2) 労基法に照らし問題が認められず、労働基準監督機関においては、その解決を図ることができない場合は、相談者に対し、その理由について十分な説明を行い、理解を求める。

また、相談の内容に応じ、次の点に留意すること。

①問題に応じた公共職業安定所、社会保険事務所、労政事務所、婦人少年室などの教示

②都道府県、市町村、弁護士会などの法律相談などの教示

③別添のリーフレットの交付